

第一種動物取扱業登録証

氏 名 有限会社桐屋旅館
代表取締役 片桐 紅

法人にあつては、名称及び代表者氏名

住 所 長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷8714-2

動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に基づき、上記の者を第一種動物取扱業として登録する。

長野県 北信保健所長 長瀬 有紀



登録の年月日 令和 2 年 2 月 28 日
登録の更新の年月日 令和 年 月 日
有効期間の末日 令和 7 年 2 月 27 日

-
- 1 事業所の名称 桐屋旅館
- 2 事業所所在地 下高井郡野沢温泉村大字豊郷8714-2
- 3 登録に係る第一種動物取扱業の種別 展示
- 4 動物取扱責任者の氏名 片桐 アキラ
- 5 備 考

あなたが、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、長野県知事に対して書面で審査請求することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。審査請求はなるべく当所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、長野県を被告(被告の代表者は、長野県知事です。)として、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。)。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(判決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。)